

エンジニアリング・レポート作成者連絡会議 倫理委員会設置規程

第1条 (設置)

公益社団法人 ロングライフビル推進協会（以下「BELCA」という）に設置されているエンジニアリング・レポート作成者連絡会議（以下「連絡会議」という）にエンジニアリング・レポート作成者連絡会議倫理委員会（以下「倫理委員会」という）を設置する。

第2条 (目的)

連絡会議のメンバー（以下「メンバー」という）が、エンジニアリング・レポート作成者連絡会議設置要綱 第5条（倫理要綱の遵守）を遵守し、同第7条（除名）を適切に運用するために、必要な事項を定め、連絡会議の健全な活動と信頼性の確保に寄与することを目的とする。

第3条 (構成)

幹事会構成員の中で幹事長を含む互選された委員と、BELCAを代表した専務理事とで構成する。委員数は5名以内とする。

第4条 (権能)

倫理委員会は、次の事項を審議する。

- (1) エンジニアリング・レポート作成者倫理要綱（以下「倫理要綱」という）の運用・管理（見直しの検討等を含む）
- (2) 倫理要綱の普及
- (3) 倫理要綱に反する行為を行ったメンバーの懲戒案の作成
- (4) その他、倫理要綱に関すること

第5条 (開催)

倫理委員会の開催は、メンバー等からの申請に基づき、適宜開催する。

第6条 (招集)

倫理委員会は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、幹事長が招集する。

第7条 (議長)

倫理委員会の議長は幹事長とする。

第8条 (定足数)

倫理委員会は、委員会委員の3名以上の出席がなければ、開会することが出来ない。

第9条 (議決)

議決は出席者（議案に対して利害関係のあるものを除く）の過半数の賛成をもって決議する。ただし、懲戒処分案に係わる議決については、別途定める懲戒細則に基づき審議したうえで、3分の2以上の賛成をもって決議し、幹事会へ答申する。

第10条 (通知・報告)

幹事長は、倫理委員会で議決され、幹事会で承認を得た結果をもって、懲戒処分の対象者への通

知、全体会議への報告を行う。

第 11 条 (規程の変更)

この規程は、幹事会の発議により、全体会議の議決を経て変更することが出来る。

附 則 この規程は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。

懲戒細則

本細則は、エンジニアリング・レポート作成者連絡会議 倫理委員会設置規程 第9条（議決）に基づき定めるものである。

第1条 （定義）

懲戒とは、エンジニアリング・レポート作成者倫理要綱（以下「倫理要綱」という）に違反したエンジニアリング・レポート作成者連絡会議のメンバー（以下「メンバー」という）、ならびにメンバーの信頼性を傷つけ、目的に反する行為をしたメンバーに対して行う制裁を言う。その行為の結果、公益社団法人 ロングライフビル推進協会（以下「BELCA」という）の名誉を傷つけたメンバーに対する制裁も含む。

第2条 （懲戒の基本）

懲戒処分を行う場合には、下記の項目を基本とする。

- (1) 懲戒事由を明確にする。
- (2) 懲戒事由に対して、適切な処罰とする。
- (3) 適切な手続きを行う。

第3条 （懲戒の事由）

メンバーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その行為の状況により懲戒処分を行うことができる。

- (1) エンジニアリング・レポート作成者連絡会議（以下「連絡会議」という）の信用を著しく傷つけ、または倫理要綱に違反しメンバーとして相応しくない行為をしたとき。
- (2) メンバーとしての健全な活動並びに業務を怠ったとき。
- (3) メンバーとしてすべき業務を怠り、情状が特に重いとき。
- (4) 上記3項の結果、BELCAの名誉を傷つけたとき。

第4条 （懲戒の種類）

メンバーに対する懲戒処分は、次の4種類とする。

- (1) 注意
- (2) 戒告
- (3) 連絡会議への参加登録の停止（1年以内）
- (4) 連絡会議への参加登録の抹消（5年間）

第5条 （事実調査の実施）

前条に定める懲戒処分を行う場合は、倫理委員会で必要な調査及び事実関係の確認を行う。

- 2 懲戒処分審査を行うにあたり、懲戒処分事由が明確な場合を除き、当該メンバーに対し倫理委員会による聴聞を経て、口頭又は書面による弁明の機会を与えなければならない。

第6条 （細則の変更）

この細則は、倫理委員会の議を経て、幹事会にて変更することが出来る。

附 則 この細則は、平成22年4月28日から施行する。